平成２５年（フ）第３９０３号
東京都足立区東和２丁目６－２－508
破産者　遠田　繁美
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９０７号
東京都板橋区清水町66－２
破産者　川越　賢一
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２７号
東京都豊島区南長崎４丁目35－７－205
破産者　宮野　　昇
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９３０号
東京都品川区豊町４丁目19－17
破産者　大島　一浩
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６７号
東京都江戸川区船堀２丁目11－14－102　Ｋ２ＮＡＫＡＪＩＭＡ
破産者　伊豆　　章
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９８７号
東京都杉並区高井戸西１丁目５－40－502
破産者　長坂　有司
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４２号
東京都目黒区下目黒３丁目15－９－208
破産者　金光善碩こと　金　　善碩
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４３号
東京都目黒区下目黒３丁目15－９－208
破産者　金光順子こと　金　　京順
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目17番１号
破産者　株式会社テクノ・ワン
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目22番26号
破産者　株式会社西山興営
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３５号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目１番３号
破産者　有限会社ステーショナリーなかじま
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３７号
兵庫県西宮市東町１丁目13番５－708号
破産者　株式会社アクシズ
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４３５号
埼玉県蕨市北町２丁目10番19号
破産者　株式会社ツカサ
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
千葉県野田市中里568番地
破産者　有限会社魚倉家
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５号
千葉県柏市関場町５番32号
破産者　染谷　浩二
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５２号
千葉県柏市若柴６番地の25
破産者　株式会社ホクトウィンド
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目20番82－407号
破産者　石川　英樹
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６７号
千葉県柏市常盤台21番７号
破産者　有限会社伊野塚商事
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６８号
千葉県柏市常盤台21番７号
破産者　伊野塚金三
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５９９号
東京都三鷹市上連雀４丁目１番３号　グレイス三鷹303号室
破産者　株式会社サンタスマイルコム
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４４９号
東京都大田区蒲田４丁目40番２号
破産者　有限会社庄川
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２号
相模原市南区東大沼１丁目12番40号
破産者　大前　敏勝
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部